

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	文化スポーツ室・観光交流室
監査の種類	令和3年度 定期監査（3監第34号 令和3年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年8月24日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務 補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和3年 8月24日
2 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和3年 8月24日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市外国人留学生勉学奨励費補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第1号及び第3号の規定による事業計画書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例5件あり】</p> <p style="text-align: right;">(観光交流課)</p> <p>2 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和3年4月26日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>事業の性質上、事業計画書及び前年度決算書については、補助金等交付規則第4条第2項に該当し提出を省略できるものと誤認していたため、受理しないまま補助金交付決定を行ったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>事業計画書及び前年度決算書の添付を省略する旨、「いわき市外国人留学生勉学奨励費補助金交付要綱」を改正いたしました。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>郵便切手の現物と郵便切手等管理簿の残数が一致していなかった点については、令和3年3月31日に郵便切手を受入した際、受入していない100円切手100枚を誤って、受入後残数に計上したため生じたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>郵便切手の受入や払出をした際、担当者が随時郵便切手等管理簿への記載内容と現物の残数が一致していることの確認を徹底するとともに、定期的に担当者及び課長補佐職による確認を併せて行うダブルチェックの体制とすることによって、適正な管理に努めてまいります。</p>